

◆令和3年度 1号認定子どもの保育料・給食費◆

※令和元年10月1日～

階層区分		保育料の 月額 (単位：円)	給食費(副食 費・主食費) の月額
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等） ※市町村民税均等割のみ課税世帯含む	0円	0円
第3階層	市町村民税非課税世帯 ※市町村民税均等割のみ課税世帯含む	0円	0円
第4階層	市町村民税所得割課税世帯	課税額31,501円未満 ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外	0円
	課税額31,501円以上	0円	4,700円

※4月～8月分の給食費は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分までの給食費は当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。

※年少扶養控除対象となる子がいる世帯の市町村民税所得割課税額については【年少扶養(16歳未満の子ども)の数×22,800円】を控除した額で給食費を決定します。

※保護者が非課税の場合は、同居する家計の主さい者（祖父母等）の課税額で給食費を算定する場合があります。

※修正申告により年度途中で市町村民税所得割課税額の更正があった場合は給食費を算定しなおしますので、こども教育課幼児教育係までご連絡ください。提出日の属する年度（4月～翌年3月）に限り遡って適用します。前年度以前の給食費の変更は行いません。

<給食費の減免について>

- ・ 18歳未満の子が3人以上いる世帯は、3人目以降無償になります。

ただし、次に掲げる世帯は無償化の対象とはなりません。

※対象子どもの保護者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びに数に応じて児童手当法施行令第11条において読み替えて準用される同令第1条に規定する額を超えるとき